

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	大沢 (大沢町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲を中心に、麦、大豆の3点を栽培している。集落の農地は集落営農と集落内の認定農業者6名及び集落全体で耕作をしており、周辺集落へも出作に出ている。
現状は個人の耕作者も多いが今後、後継者が不在の担い手も多く、集落営農や法人体制、認定農業者などの担い手に農地が集積されることが予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稲、麦、大豆の3点セットで耕作を継続しつつ、一部法人では有機農業も実践していく。集落内の認定農業者も高齢化と後継者不足で、集落営農法人と集落内の認定農業者が主な担い手になってくることが予想される。そのため、できる範囲で集積と集約を検討しながら効率的に耕作できるよう話し合いをしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	69.3 ha ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
離農者が出た場合は集落内の担い手で農地を引き受けて、集積を進めていく。また、効率的に耕作するため、集約化についてもできる範囲で検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
できる範囲で活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路、農道を維持管理していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外で新規就農者があれば、市やJAと連携しながら定着について支援に取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除等作業の効率化が望めるものについては利用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②集落内の認定農業者で有機栽培に取り組んでいるため、今後事業の拡大を検討していく。				
③農業機械の自動化等を検討し、作業の効率化を進める。				